

社会保険労務士法人 上村事務所

～～2023年4月1日法改正のご案内～～

<目次>

- ① 月60時間超 時間外労働の割増率が5割に
- ② 賃金デジタル払いが可能に
- ③ 雇用保険 料率変更

①月60時間超 時間外労働の割増率が5割に

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります。

2023年4月1日から労働した時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

- 中小企業猶予の廃止
- 就業規則・雇用契約書の規定が必要
- 割増賃金の代わりに代替休暇を設けることも可能（要：労使協定）

Q1) 深夜時間帯に月60時間を超える時間外労働を行わせた場合はどうなる？

⇒深夜割増賃金率 25% + 時間外割増賃金率 50% = **75%**となります

Q2) 2023年4月1日をまたぐ1か月はどのように計算すればよい？

⇒例えば、3月21日～4月20日の場合、4月1日～4月20日の時間外労働時間数が60時間を超えた部分が50%の割増賃金となります

②賃金デジタル払いが可能に

給与支給の振込方法に『デジタル払い』が追加されます。

労働者が希望し、同意書を提出することで、PayPay(ペイペイ)、LINE ペイなどの「資金移動業者」の口座にも給与を振り込めるようになります。

デジタル払いの実用化は 4～5 ヶ月先の見通し（時期は行政対応次第）

デジタル払いを希望する労働者の有無を確認

運用するには、就業規則の規定、労使協定、本人同意書が必要

Q1) 賃金のデジタル払いは必ず実施しなければならないの？

⇒労働者が希望しない場合は、賃金のデジタル払いを選択する必要はありません

Q1) 賃金のデジタル払いを選択した場合、ポイントや仮想通貨で支払われる可能性は？

⇒現金化できないポイントや仮想通貨での支払は認められないため、ありません

③雇用保険 料率変更

2023 年 4 月より労働者負担・事業主負担ともに変更になります。

<雇用保険料率> 2023 年 4 月 1 日～ 2024 年 3 月 31 日

事業の種類	労働者負担	事業主負担	雇用保険料率
一般の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
建設の事業	7/1000	11.5/1000	18.5/1000

<チェックリスト>

①	<p>60 時間を超えた時間外労働について、どのように対応するか確認しましょう</p> <p>【A】全て給与で支払う</p> <p>【B】給与支払と代替休暇を併用する (代替休暇を取得するか否かは労働者の意思により決定されます)</p> <p>※【B】をご検討の際は弊所へご相談ください</p>	□
②	<p>60 時間を超えた時間外労働について、雇用契約書の『固定残業時間』や『固定残業代』が適正に運用されているか確認しましょう</p> <p>次のようなケースで、固定残業に関する内訳が不明瞭なときは、何等かの対策が必要です</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定残業時間が 60 時間を超えている ・固定残業代は、休日出勤や深夜時間も含めた額としている 	□
③	<p>60 時間を超えた時間外労働の勤怠管理について、勤怠管理システムの仕様や運用方法について確認しましょう</p> <p>特に、代替休暇の併用を検討している場合は事前確認が必要です</p> <p>※勤怠システムの新規導入・変更をご検討の際は弊所へご相談ください</p>	□
④	<p>賃金のデジタル払いを希望する労働者の有無を社内で確認しましょう</p> <p>※希望する労働者がいるときは弊所へご相談ください</p>	□
⑤	<p>4 月からの給与計算で雇用保険料率を修正しましょう</p>	□